

## 家計の資産形成手段としての投資信託

日本では、これまで「貯蓄から投資へ」と国民に訴えてきたが、その効果が薄いことから「貯蓄から資産形成へ」に転換した。投資信託を資産形成の手段として、様々な優遇制度を取り込み、国民に自助努力による資産形成を促してきた。しかし、日本の投資信託には様々な問題が存在し、家計の資産形成として十分に役割を担っていないことは言うまでもない。

日本の投資信託は、1951年に証券投資信託法が制定されてから今年で67年の歴史を持つ金融商品であるが、1990年代のバブル崩壊期や、2008年のリーマンショックの際には、投資信託を保有する多くの家計に損失をもたらした。近年においても、日本銀行によるマイナス金利政策により投資信託の順資金流入額が大きく減少するとともにMMFの運用が困難になるなど資産形成手段における投資信託の是非が問われる時代が到来した。

日本の2017年第3四半期の家計金融資産(1845兆円)を見ると、現金・預金が943兆円(51.1%)、投資信託が104兆円(5.6%)、株式等が198兆円(10.7%)であり、日本の家計は投資信託や株式等の金融資産よりも預貯金で資産を保有することを選好している。

それに対して、世界最大の株式市場を持つ米国を見ていると、2017年3月末では、家計の金融資産(77.1兆ドル)のうち、現金・預金が13.4%、投資信託が11.0%、株式等が35.8%となっており、日本に比べて多くの資産を預貯金ではなく、資産形成が可能なリスク性資産に回していることがわかる。米国では、NPOを始めとする様々な機関による金融経済教育の推進によることもあり、老後の資産形成手段として、長期的に高いリターンが見込まれる投資信託を保有する家計が多い。また1978年に確率された401Kプランの普及に伴い、若年層から高齢者まで様々な世代に投資信託が広く保有されている。

このように、米国と比較しても日本の投資信託の普及率は低い水準に留まっており、金融庁が推進する「投資から資産形成へ」が普及していないことがわかる。この状況を打開するために、多くの議論が積み重ねられ、様々な優遇制度を実施されてきた。しかし、投資信託の資産運用力や国民への情報開示、販売会社の販売方法などのフィデューシャリー・デューティーに関する問題、さらに、投資信託を購入するための段階別の金融リテラシー問題など、投資信託を日本の家計の資産形成手段として定着させるためには多くの課題が残されている。

このような様々な事象を考慮しながら、まず始めに、投資信託が日本の家計における資産形成手段として成立していたのかについてしっかりと検証していただきたい。そして、今後日本において、家計の長期的かつ安定的な資産形成手段として投資信託が普及していくた

めには、どのような問題や課題を解決していくことが必要であり、それらの諸問題を解決するための具体的な提案を考えてもらいたい。フィンテックやオルタナティブ投資などの新しい金融についても考慮し、今後の家計の資産形成のあり方について論じていただきたい。

主な論点	留意点
<ul style="list-style-type: none"><li>・日本の投資信託の現状と問題点</li><li>・信託事業におけるフィデューシャリー・デューティーのあり方</li><li>・日本と諸外国との比較</li><li>・投資信託に求められる金融リテラシー</li><li>・今後望ましい投資信託のあり方</li><li>・アセットアロケーション</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・投資信託の歴史・導入経緯・理念・制度</li><li>・投資信託と情報開示</li><li>・優遇制度の特徴と問題点</li><li>・投資信託の運用能力の向上</li><li>・金融リテラシーの水準</li><li>・FinTech とオルタナティブ投資の出現</li><li>・長期投資と短期投資</li></ul>